平成２４年（フ）第１５６号
新潟県新発田市東新町１丁目13番33号
債務者　熊倉奈美江
1　決定年月日時　平成25年１月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第１５７号
新潟県阿賀野市久保1436番地２　レジデンス32―105号
債務者　清野　惠子
1　決定年月日時　平成25年１月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第１５８号
新潟県新発田市中曽根町３丁目７番22号　アクシス３―106
債務者　小林　弘嗣
1　決定年月日時　平成25年１月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第１５９号
新潟県新発田市宮古木746番地
債務者　髙松　健一
1　決定年月日時　平成25年１月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第３８９号
愛知県一宮市大和町毛受字西屋敷117番地
メゾンドフジ117・106号
債務者　水野　里美
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第３２７号
和歌山市湊１丁目６番８号
債務者　橋爪　正之
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第４２１号
和歌山市井ノ口562番地　千旦団地１棟３階19号
債務者　東岡　敏子
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第４３６号
和歌山市西庄310番地の５
債務者　田渕友佳理
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第４４０号
和歌山市園部596番地の80　鳴滝団地３―201
債務者　村井　年子
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第４４５号
和歌山市梶取316番地の４　グリーンリーフ105号
債務者　黒野　　一（旧姓原田）
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第４５０号
和歌山県紀の川市南志野281番地11
債務者　三田知佳男
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第４５４号
和歌山市野崎101番地の４　大日マンションH号室
債務者　栗栖　重治（旧姓坂本）
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第４６２号
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字笠田東215番地　北峯季弘方、住民票上の住所静岡県伊豆の国市神島111番地の４
債務者　竹中　美佳
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第４６６号
和歌山市西浜799番地の19
債務者　橋爪　建二
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第４８２号
和歌山市善明寺615番地の27
債務者　山原きみゑ
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第４８７号
和歌山市小豆島236番地
債務者　武内　猛郎
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３３７号
香川県高松市福岡町２丁目21番11号　住宅型有料老人ホームライフガーデンそよの里福岡町301号室
債務者　玉村　寛己
法定代理人成年後見人　谷本　博子
1　決定年月日時　平成25年１月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
高松地方裁判所破産・再生係